

秦野市国民健康保険療養給付費支払準備基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正することについて

秦野市国民健康保険療養給付費支払準備基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和 3 年 2 月 26 日提出

秦野市長 高橋 昌和

提案理由

国民健康保険法の一部改正により、本市が支出する療養給付費が交付金として神奈川県から交付され、本市はその財源となる納付金を負担することとなったことに伴い、国民健康保険事業における財政の安定を図るため、題名及び基金の目的を改めるとともに、字句の整理を行うため、改正するものであります。

秦野市国民健康保険療養給付費支払準備基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例

秦野市国民健康保険療養給付費支払準備基金の設置、管理及び処分に関する条例（昭和39年秦野市条例第9号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

秦野市国民健康保険財政調整基金の設置、管理及び処分に関する条例

第1条を次のように改める。

（設置の目的）

第1条 国民健康保険事業における財政の安定を図るため、秦野市国民健康保険財政調整基金（以下「基金」という。）を設置する。

第2条中「積立てる」を「積み立てる」に、「予算の定める額」を「その年度の国民健康保険事業特別会計予算に計上した額」に改める。

第4条の見出し中「運用益金」を「運用収益」に改め、同条中「秦野市」を削り、「この基金」を「基金」に改める。

第6条中「設置の目的のため必要を生じた場合に限り、基金の」を「市長は、基金の目的を達成するために必要な経費に充てる場合に限り、その」に改める。

第7条中「ものを除くほか」を「もののほか」に改め、「基金の管理に関し」を削り、「市長が別に」を「規則で」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日の前日までに、この条例による改正前の秦野市国民健康保険療養給付費支払準備基金の設置、管理及び処分に関する条例の規定により積み立てられた現金及びその現金の運用により取得した有価証券並びにそれらの運用により生じた収益は、それぞれこの条例による改正後の秦野市国民健康保険財政調整基金の設置、管理及び処分に関する条例の規定により積み立てられた基金とみなす。

議案第11号 秦野市国民健康保険療養給付費支払準備基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表
網かけ部分以外は、字句の整理によるものです。

新	旧
<p><u>秦野市国民健康保険財政調整基金の設置、管理及び処分に関する条例</u></p> <p>(設置の目的)</p> <p>第1条 国民健康保険事業における財政の安定を図るため、<u>秦野市国民健康保険財政調整基金</u>（以下「基金」という。）を設置する。</p> <p>(積立て)</p> <p>第2条 毎年度基金として<u>積み立てる額は、その年度の国民健康保険事業特別会計予算に計上した額</u>とする。</p> <p>(運用収益の処理)</p> <p>第4条 基金の運用から生じる収益は、国民健康保険事業特別会計予算に計上して、<u>基金</u>に編入するものとする。</p> <p>(処分)</p> <p>第6条 <u>市長は、基金の目的を達成するために必要な経費に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分</u>することができる。</p> <p>(委任)</p> <p>第7条 この条例に定める<u>もののほか</u>、必要な事項は、<u>規則</u>で定める。</p>	<p><u>秦野市国民健康保険療養給付費支払準備基金の設置、管理及び処分に関する条例</u></p> <p>(設置の目的)</p> <p>第1条 秦野市国民健康保険事業に係る療養給付費の支払のため、<u>秦野市国民健康保険療養給付費支払準備基金</u>（以下「基金」という。）を設置する。</p> <p>(積立て)</p> <p>第2条 毎年度基金として<u>積立てる額は、予算の定める額</u>とする。</p> <p>(運用益金の処理)</p> <p>第4条 基金の運用から生じる収益は、<u>秦野市国民健康保険事業特別会計予算に計上して、この基金</u>に編入するものとする。</p> <p>(処分)</p> <p>第6条 <u>設置の目的のため必要を生じた場合に限り、基金の全部又は一部を処分</u>することができる。</p> <p>(委任)</p> <p>第7条 この条例に定める<u>ものを除くほか</u>、<u>基金の管理</u>に関し必要な事項は、<u>市長が別に定める</u>。</p>

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日の前日までに、この条例による改正前の秦野市国民健康保険療養給付費支払準備基金の設置、管理及び処分に関する条例の規定により積み立てられた現金及びその現金の運用により取得した有価証券並びにそれらの運用により生じた収益は、それぞれこの条例による改正後の秦野市国民健康保険財政調整基金の設置、管理及び処分に関する条例の規定により積み立てられた基金とみなす。